身体障害者診断書・意見書　（　肢体不自由障害用　）

総括表

氏 名	年　月　日生	男　女
住 所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となった疾病・外傷名	交通，労災，その他の事故，戦傷，戦災 自然災害，疾病，先天性，その他（　）	
③ 疾病・外傷発生年月日	年　月　日 ・ 場所	
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。） 障害固定又は障害確定(推定)　年　月　日		
⑤ 総合所見	部位：等級 上肢：級－ 下肢：級－ 体幹：級－ ［ 将来再認定 要 ・ 不要 ］ ［ 再認定の時期　年　月 ］	
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年　月　日 病院又は診療所の名称 所　在　地 診療担当科名　科　医師氏名		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見［障害程度等級についても参考意見を記入］ 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する　（　級相当） ・該当しない		
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合せする場合があります。		

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見　(該当するものを〇でかこむこと)

1. 感覚障害（下記図示）　：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2. 運動障害（下記図示）　：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固 縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
3. 起因部位　：脳・脊 髄・末梢神経・筋 肉・骨関節・その他
4. 排尿･排便機能障害　：なし・あり
5. 形態異常　：なし・あり

参 考 図 示

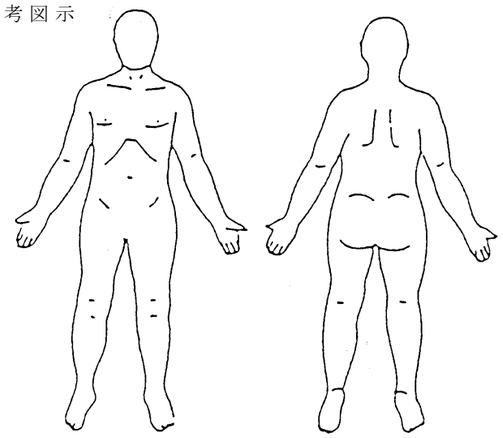

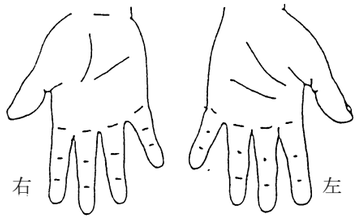

右	肢	左
	上 肢 長 cm	
	下 肢 長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握　　力 kg	

利き手：　右　・　左

×　変形　　切離断　　感覚障害　　運動障害

(注) 関係ない部分は記入不要

歩行能力 (補装具なしで) 正常に可能　：＿＿＿＿m以上歩行不能

起 立 位 (補装具なしで) 正常に可能　：＿＿＿＿分間以上困難　：片脚での起立位保持（可・不可）

歩行能力 (補装具ありで) ：＿＿＿＿m以上歩行不能

起 立 位 (補装具ありで) ：＿＿＿＿分間以上困難

動作・活動　　自立 － 〇　半介助 － △　全介助又は不能 － ×　、（　）中のものを使う時はそれに〇

寝がえりする		シャツを着て脱ぐ	
あしをなげだして座る		ズボンをはいて脱ぐ（自助具）	
椅子に腰かける		ブラッシで歯をみがく（自助具）	
立ちあがる（手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具）		顔を洗いタオルで拭く	
家の中の移動（壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子）		タオルを絞る	
洋式便器にすわる		背中を洗う	
排泄のあと始末をする		二階まで階段を上って下りる（手すり、杖、松葉杖）	
(箸で)食事をする（スプーン、自助具）		屋外を移動する(家の周辺程度)(杖、松葉杖、車椅子)	
コップで水を飲む		公共の乗物を利用する	

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので(　)の中に〇がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

計測法：

上 肢 長　：肩峰 → 橈骨茎状突起　　前腕周径　：最大周径

下 肢 長　：上前腸骨棘 → (脛骨)内果　　大腿周径　：膝蓋骨上縁上 10cmの周径（小児等の場合は別記）

上腕周径　：最大周径　　下腿周径　：最大周径

関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT)　(この表は必要な部分を記入)

筋力テスト(　)　関節可動域　筋力テスト(　)　関節可動域　筋力テスト(　)

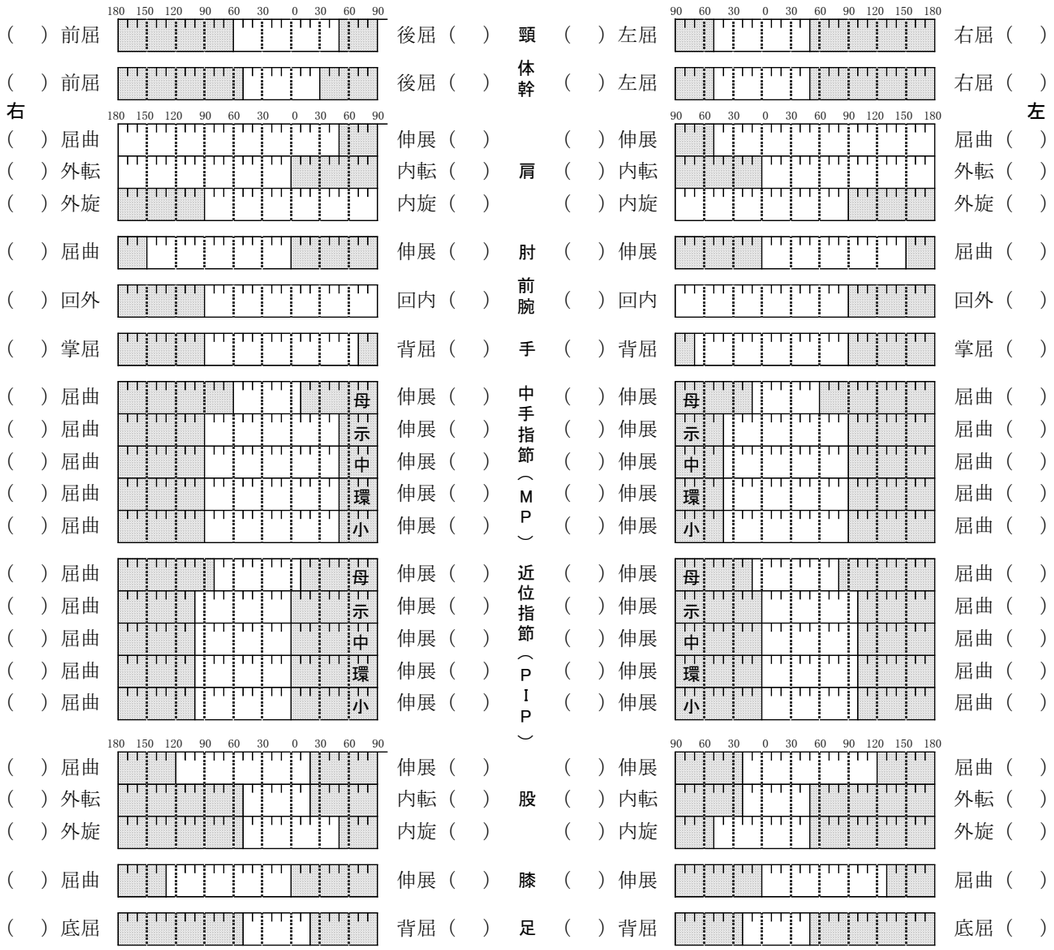

反射異常

上肢腱反射		下肢腱反射		バビンスキー反射			
右	左	右	左	右	左	右	左

備　考

注：

1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
3. 関節可動域の図示は ←→ のように両端に太線をひきその間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に破線（ ≀ ）を引く。
4. 筋力については、表(　)に×△〇印を記入する。
   ×印は、筋力が消失または著減(筋力 0．1．2 該当)
   △印は、筋力半減(筋力 3 該当)
   〇印は、筋力正常またはやや減(筋力 4．5 該当)
5. (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
6. DIPその他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
7. 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常行動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

（×）伸展　　屈曲（△）